

猪名川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要
（6/11 第11回猪名川部会）

本資料は、委員会中間とりまとめに関する淀川部会と河川管理者との間の意見交換の内容を、河川管理者からの質問ごとにまとめたものである。

<はじめに>

米山部会長：河川整備計画原案の作成のためには、河川管理者が具体的なイメージを持つ必要があります。そこで、委員会と河川管理者が共通の認識を持つための、具体的かつ詳細な検討を行うワーキンググループを設置します。本日はその前段階として、委員会や部会の使命ともいえるような本質的な論点について意見交換を行いたいと思います。

住民の周知に関して

住民の生命財産を守るための治水がまず重要である。幸いなことに、近年は年々訪れる台風の被害も大規模な壊滅的出水災害にはならずに移してきた。それでも、昭和28年9月、35年8月、42年7月、43年8月、同年9月、58年9月、平成元年9月にはそれぞれ被害がでている。猪名川には中流部には銀橋狭窄部とよばれる地点があり、そこでは度々浸水被害が見られる。また、下流部では台風などの雨量と高潮によって広い範囲の浸水被害が予想される。この洪水の危険性を広く⁽⁶⁾住民が周知し認識して、対応策を講じておく必要がある。自然の制御不能の側面を知り、被害を最小にする努力を続けながらも、従来の方向を転換してゆく。

(6)周知の実施者についての解釈は、河川管理者が行っていることを住民側も周知するというのと理解して良いでしょうか。

池淵部会長代理：河川管理者がこれまでに実施してきたことを、住民側が主体性を持って知っていくということだったと思います。

尾藤委員：確かにそうですね。付け加えるとすれば、河川管理者が実施していることだけを周知すれば良いということではないと思います。

畚野委員：どこが主体になって洪水の危険性を周知していくか？これまではその役割を河川管理者に押しつけてきました。その反省の意味が込められていると思います。具体的な方法としては、流域管理センターといった案が出ていますが、今後も議論していく必要があるでしょう。

松本委員：認識し周知するのは当然住民です。ただ、そのための方法を河川管理者が講じるというところまでこの文章には含まれていると思います。つまり周知させる主体、その責任者は河川管理者だと思っています。

森下委員：洪水の危険性といったものは、行政や河川管理者はとうに知っているわけです。それを住民に十分には知らせてこなかったという反省があるのなら、「住民が周知し認識して」ではなく「住民も周知し認識し」と書き改めるべきだと思います。

河川管理者：この質問の意図は、「では実際に河川管理者は何をすればいいのか？」ということなのです。

森下委員：河川管理者が一方的に情報を流すだけではなく、住民がそれをどう受け取ったのか、住民がそれをどう理解しどう評価しているのか、そういった「認知」が河川管理者には欠けていると思います。

下流部がどこなのか、共通認識を

- ・⁽¹⁴⁾下流部に堤防未整備の危険区間がある

⁽¹⁴⁾「下流部」とはどの範囲を示すのか教えてください。 (15), (48) 共通

河川管理者：下流部、中流部、上流部が具体的にどこを指しているのか、ご確認をお願いしたいと思います。

池淵部会長代理：逆に河川管理者のほうからプレゼンテーションして頂いて、共通認識を得たいと思います。

河川管理者：わかりました。それと併せて、「猪名川水系」と「猪名川流域」についても、詳しくご説明したいと思います。

森下委員：小学校や中学校では、石がとがっているところが上流、石が丸まっているところが中流、砂や泥になっているところが下流と教えています。これが一般的な認識だと思います。ですから、むしろ河川管理者の区分をこれに合わせるべきではないかと思えます。

河川管理者：私たちが確認したいことは、下流部の堤防未整備区間がいったいどこのことなのか、中流部の狭窄部がどこなのか、具体的な共通認識を得たいと思っています。

治水の基本的方針について

⁽³⁵⁾洪水などによる人命の被害、財産の被害を最小限度に抑える努力をしながら、それでも万一水害が発生した時には、その影響を凌ぎ、受け流す努力をしなければならないだろう。

⁽³⁵⁾委員会とりまとめ 4-1 にて記述されている「今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。すなわち、人命が損なわれることなく、また、家屋などの資産の損失は可能な限り少なくすることを目標とする。」と同様の意味と理解してよろしいでしょうか。

- ・自然を制御できない以上、⁽³⁶⁾軽度の被害は社会全体で対応する方向で、ハードとしての河川での対応、ソフトとしての地域社会での対応、危機管理や住民の意識の変革などを同時に再構築していく必要がある。

⁽³⁶⁾「軽度の被害は社会全体で対応する」とは、どのようなことを考えておられるのか教えてください。

松本委員：(35)の質問については、委員会と同様の意味と理解して頂いて結構だと思います。これが委員の共通認識でしょう。

池淵部会長代理：それから(36)の「軽度の被害」で表現しているものが何なのかという

問題もあります。

河川管理者：「社会全体で対応する」の具体的なイメージについても教えて頂きたい
と思います。保障や保険と言われてもよく分からないのです。

池淵部会長代理：その辺りに関しては深く議論できていません。ワーキンググループで検
討したいと思います。

尾藤委員：この文章を読んで、何か被害が発生した際に、河川管理者だけに責任が
あるのではなく、被害地域に住んでいる住民にも責任があるのだという
認識をもたなければならないと理解しました。

この流域委員会ではこれまでに誰もやってこなかったことに取り組もう
としています。例えば、淀川部会の中間とりまとめでは「ダムによる
洪水調節は自然環境を破壊する恐れがあるため原則として採用しない」
と明言されています。河川管理者と流域委員会がこのような最終目標を
合意できるかどうか重要だと思います。そのためには、まず流域委員
会と河川管理者の間で何が異なるのかをはっきりさせることが大事だ
と思います。それから、「ダムはどうするのか」「何を持って住民の代表
とするのか」といった大きなことについても議論する必要があります。
河川管理者はこれまでの河川行政の反省をして、思い切った提案や変革
に取り組んで頂きたいと思っています。

池淵部会長代理：「社会全体で対応する」という言葉の中には「ダムは原則として採用し
ない」ということも1つの選択肢として含まれているのだと思います。
先の委員がおっしゃった変革を部会としてどう提示していくか、これか
ら議論していかなければなりません。そのための意見交換を今日スター
トしたということです。